

令和3年度第1回八尾市社会教育委員会議（書面審議）書面表決結果（案）

議決方法：令和3年7月9日を期限とする書面審議

—次第及び議決・意見—

○議題 令和2年度第4回社会教育委員会議録の承認

- 全ての委員からの承認が得られましたので、原案のとおり承認とさせていただきます。

○令和3年度事務事業概要について

- 生涯学習人材バンク推進事業（資料1・1ページ）

「まちなかの達人」制度の詳細（資格や登録者への研修の有無等）についてご質問がありました。

「まちなかの達人」制度とは、芸術・芸能・伝承遊び・球技・武道・レクリエーションなど、さまざまな分野で活躍されている文化・スポーツ活動のボランティア指導者を「まちなかの達人」として登録し、八尾市民や地域からの依頼を受け紹介する制度です。

「まちなかの達人」は、指導者（文化活動部門及びスポーツ活動部門）と運営協力者の2種類あり、登録申請の際に研修は実施しておりませんが、指導者については、登録基準を合致するかを確認するため、取得している各種資格の証明書等のご提出をお願いしております。

※指導者登録基準については、別紙をご参照ください。

- 家庭教育学級事業（資料1・1ページ）

家庭教育支援のしくみ構築のためのモデル地区の設定は、どのような根拠でおこなわれるのかについて、ご質問がありました。

家庭教育支援の仕組みを構築するにあたっては、モデル地区を設定し、取り組みの効果を検証することを想定しておりますが、学校・家庭・地域が連携して取り組みを進めることができるよう関係課において現在議論を進めております。

- 生涯学習・スポーツ審議会事務（資料1・1ページ）

審議会のあり方の見直しがなぜされるのか、またどのようになされるのかについて、ご質問がありました。

生涯学習課が所管しております「八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会」につきましては、学習プラザの事業運営等につき調査審議する場として運用していましたが、指定管理者制度の導入により、事業及び施設の管理運営を指定管理者が主体的に行うこととなり、管理運営状況等のチェックもモニタリングの仕組みの中で行うことが可能であることから、新やお改革プラン実行計画において、見直しを検討してきました。

同様の視点で、令和2年度末には昨年度まで生涯学習スポーツ課（現生涯学習課）で所管しておりました「八尾市立スポーツ施設運営審議会」を廃止いたしました。

「八尾市生涯学習センター学習プラザ運営審議会」につきましても、委員への周知を図りながら、令和3年度末をもって廃止する予定です。

●放課後子ども教室推進事業（資料１・２ページ）

未実施校区へどのようなルートを通じて実施に向けた働きかけを行っているかについて、ご質問がありました。

放課後子ども教室推進事業を実施していない校区に対しては、類似の活動が行われていないかなど、地域の状況を把握しながら、地域団体に聞きとりを行うなどの働きかけを行っております。

●歴史資産のまち‘やお’推進事業（資料１・４ページ）

由義寺跡はイベントを盛り上げる要素が豊富な歴史資産であり、由義寺跡を活かしたイベントを大いに実施してほしいというご意見がありました。

○事務局からの報告事項

①新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、生涯学習及び青少年関係イベントの実施状況について

※ご意見はございませんでした。

②八尾市立図書館の利用状況について

※ご意見はございませんでした。

③令和３年７月～９月図書館行事予定一覧

※ご意見はございませんでした。

④観光・文化財関連事業（令和３年７月～９月）について

●安中新田会所跡旧植田家住宅のイベントについて、非常にユニークなネーミングがとても魅力的であり、こんな時だからこそ、ユーモアの大切さを再認識したという、ご意見がありました。

○その他（事務局からの連絡事項）

●令和３年度近畿地区社会教育研究大会（大阪大会）について

今年度９月９日（木）に大阪府咲州庁舎で開催予定の大阪大会について、参加案内をいたしました。

●令和２年度中河内・南河内地区社会教育委員研究協議会の書面開催について

当日の記念講演並びにシンポジウム、事例発表等の様子を期間限定で公開されたため、その旨及び配信方法について情報提供いたしました。